

【エクアドル経済:2013年7月】

1. 2013年予算案の国会提出

(1)5日、政府は国会に2013年予算案を提出した。

歳入総額は、256億4,849万米ドル、支出総額は、306億9,898万米ドル、財政収支は、▲50億5,049万米ドルとなっている。

(当館注)当初一般予算案は、前年の10月もしくは11月頃に国会へ提出されるが、本年は大統領選挙が実施されたことから、憲法の規定により、予算案の国会への提出期限は新政権発足後90日以内となっていた。

エクアドル共和国憲法第295条は、行政府は、政権発足後90日以内に当年の予算案を国会へ提出する旨及び国会は、30日以内に承認もしくは意見を付して行政府へ差し戻す旨規定している。また、国会が承認するまでは前年の予算を当年の予算とみなす旨規定している。

2. 中国によるパシフィコ製油所への融資

(1)6日、グラス副大統領は、国民との対話集会にてエクアドル石油公社(PETROECUADOR)及びベネズエラ国営石油公社(PDVSA)に加えて、新たに中国石油天然気集团公司(CNPC)が30%の出資比率でパシフィコ製油所の共同出資者となる旨明らかにした。

(2)同副大統領は、「これまでパシフィコ製油所への新たな共同出資者を求め働きかけを行ってきたが、今般世界最大の石油会社のひとつであるCNPCが共同出資者となることが決まった。同製油所への投資総額は、120億ドルを超える見通しである」旨述べた。

(3)現在のところ、エクアドル石油公社及びPDVSAがパシフィコ製油所の共同出資者となっており、投資比率はそれぞれ51%及び49%となっている。エクアドル共和国憲法第315条及び公営企業法は、準公営企業に関し政府の出資比率が50%を超えなければならないと規定していることから、PDVSAの出資比率が(CNPCの出資比率に相当する)30%減少するとみられる。

(4)5年以内の操業を目指し建設中のパシフィコ製油所は、1日30,000バレルの原油を精製し石油派生品を生産することで国内需要を賅うだけでなく近隣諸国及びアジア、特に中国への輸出を予定している。

3. 鉱業関連法の発効

(1)6月13日、国会は、コレア大統領が緊急法案として提出していた鉱業関連法改正法案を可決したが、同26日、同大統領は、拒否権を発動し以下の2点を国会に対して提案していた。

ア 小規模鉱業における監督省庁への採掘量の報告義務に関し、公証人の認証を得た後に

報告を行うこと(鉱業関連法改正法案第27条)。

イ 手作業による採掘に関し、2010年に政府が実施した庁の際に登録された者のみ今般の関連法改正による合法化の対象とすること(鉱業関連法改正法案移行措置第6条)。

(2)12日、国会は大統領の提案を受け入れ鉱業関連法改正法案を再可決し、同改正法の記載された16日付官報第37号の公布を以て発効した。

4. フルータデルノルテ(FDN)における金採掘開発プロジェクト

(1)FDNにおける開発プロジェクトは、カナダのオウレリアンリソース社が現地法人を設立し2001年から採掘を行っていたが、2008年に同社を買収したキンロスゴールド社が、オウレリアンリソース社の権益を引き継ぎ、開発を継続していた。キンロスゴールド社は、30ヶ月にわたりエクアドル政府と採掘契約にかかる交渉を続けてきたが合意に至らず、6月にFDNにおける金採掘開発プロジェクトからの撤退する旨のプレスリリースを発表した。

(2)ジュンフィールド社の現地法人JUNECUA社は、25日付ポベダ戦略調整大臣、メリサルデ伝統的天然資源大臣及びベラ鉱業担当伝統的天然資源副大臣宛書簡において、FDNにおけるプロジェクトを含むキンロスゴールド社のすべてのプロジェクトに関心を有する旨明らかにした。

(3)同書簡において、ジュンフィールド社がキンロスゴールド社権益を獲得することがエクアドル政府の利益となり理由として、ジュンフィールド社がFDNにおけるプロジェクトを進めるために十分な資金及び技術を有すること、大規模鉱山開発にかかる法的問題についてすでに分析をしていること、特別収入税や採掘権料の一部前払等採掘権契約における義務について基本的に理解していることを挙げている。

(4)XU YUEDONG・JUNECUA社支配人によれば、ジュンフィールド社は1990年に香港で設立された民間資本の事業会社で、現在までに中国において120億ドルに及ぶ投資を行っている。また、昨年、インターナショナル・ミネラル・コーポレーション社より、アスアイ県の金採掘開発プロジェクトの権益を獲得している。